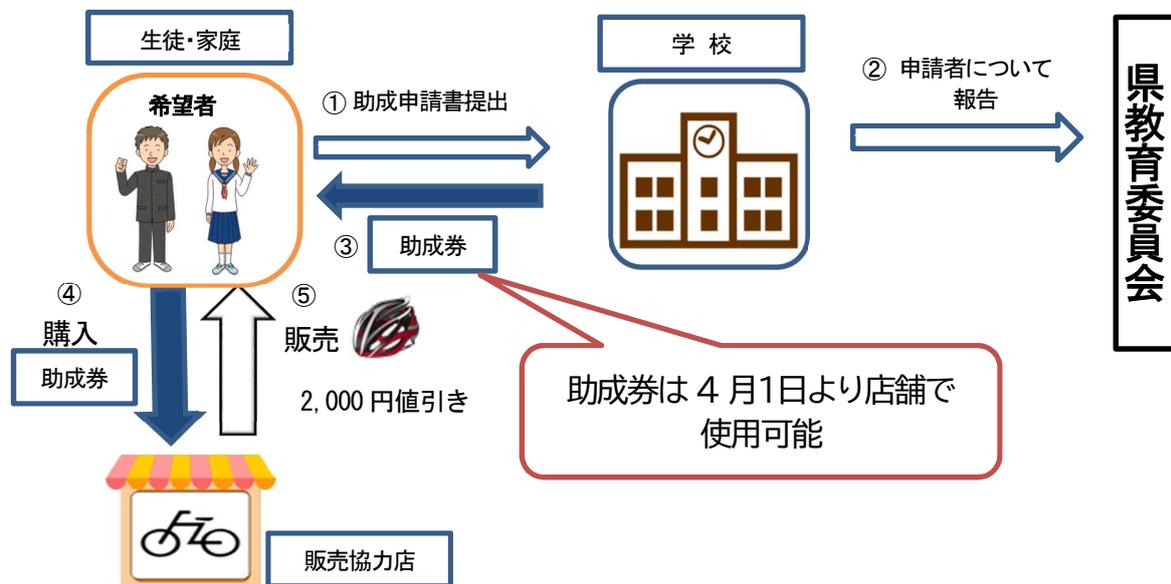


1 助成の手続き

- (1) 自転車ヘルメット購入の助成について、助成を希望する児童生徒（保護者）は「自転車ヘルメット購入費助成申請書」を学校へ提出してください。
- (2) 学校は、助成の申請があった児童生徒が以下に該当することを確認のうえ、助成申請者について、学校安全対策課に報告します。
 - ・申請した児童生徒は、自転車通学（部活動での利用など、学校長が認めたものを含む）が許可、または許可される見込みの者である。
 - ・申請した児童生徒は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。
- (3) 学校長は、助成券を児童生徒に交付します。
- (4) 助成券の交付を受けた児童生徒（保護者）は、販売協力店で助成券を示し、一人2,000円（限度額）の値引きを受けてヘルメットを購入してください。助成券は、販売協力店に渡してください。
※販売協力店は一覧表参照



2 留意点

- ・助成券の申請期間は令和6年3月21日（木）から令和7年1月27日（月）までとします。
- ・助成券の有効期間は、**令和6年4月1日**又は助成券発行日のいずれか遅い日から**令和7年1月31日**日までとします。
- ・助成の対象となるヘルメットは、新品で、安全基準を満たしたことを示す「マーク」(*)のあるものに限ります。

(*) SG：一般財団法人製品安全協会認証 CE：欧州標準化委員会
JCF：日本自転車競技連盟 など

- ・ヘルメットの販売額が2千円（消費税込）を下回る場合は、その額が助成額となります。
- ・ヘルメット以外の商品等の助成には使用できません。
- ・店舗によって、レジでの支払いやサービスカウンターでの支払いなど、手続きが異なる場合があります。助成券を利用することをあらかじめ店舗側に伝え、その指示に従ってください。
- ・助成券の再発行は原則行いません。また、助成券でのヘルメット購入は在学中に一人1回のみです。
- ・令和6年3月に発行された助成券は、令和6年3月31日までは使用できません。
- ・令和5年度までに交付された助成券は、有効期限を過ぎているため、使用できません。再度、助成を希望される場合は、改めて令和6年度用の助成券を申請する必要があります。